

「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」 の設置について

平成 23 年 9 月 21 日
日本証券業協会

1. 趣 旨

少子・高齢化や人口の減少が進む我が国においては、限られた資本を効率的に活用することが、経済の活力を取り戻し、豊かな生活を維持していくうえにおいて重要な課題となる。この点については、先般、6月に公表された「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」報告書においても、「今後の社会構造の変化を見据えた適切な対応の促進」に取り組む必要性が提起されたところである。

これらを踏まえ、より豊かで活力に富んだ社会を構築するための証券税制等の制度のあり方について、中長期的な観点から検討を行うため、証券戦略会議の下に「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」を設置する。

2. テーマ

同懇談会では、当面、次に掲げるテーマについて検討を行う。

- (1) 国民の少額投資による資産形成を適切にサポートするための仕組み
- (2) 前(1)を実現するための証券税制等のあり方
- (3) その他

3. 構 成

- (1) 懇談会は、委員 10 名程度で構成する。
- (2) 委員は、会員又はその他関係機関の役職員及び有識者のうちから、証券戦略会議議長が委嘱する。

4. 運 営

- (1) 懇談会に座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は、必要に応じ、他の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

5. スケジュール (予定)

平成 24 年 5 月までに、1 か月に 1 回程度開催する。

6. 事務局

懇談会の事務局は、日本証券業協会 企画部及び企画部証券税制室が担当する。

以 上

「市場振興等のための広報に関する検討部会」の設置について

平成23年9月20日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、「貯蓄から投資」のスローガンの下、これまで市場振興のため様々な施策を講じてきたところであるが、個人金融資産に占める有価証券の比率は、未だ1割程度にとどまっている状況である。

そうした中、先般公表された「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」報告書において、本協会による証券投資のための環境整備が一般に殆ど認知されていないとの指摘や、今後の本協会の広報活動のあり方についての様々な提言がなされているところである。

こうした状況を踏まえ、今般、国内外を問わず、広く日本の金融商品市場への認知度・理解度を向上させ、ひいては市場の振興・活性化につなげるための効果的な広報活動について検討するため、証券戦略会議の下に標記部会を設置する。

2. 検討事項

- (1) 市場振興等のための広報のあり方について
- (2) 日本の金融商品市場をPRするための具体的な広報活動について
- (3) その他

3. 部会の構成

- (1) 本部会の人数は、10人程度とする。
- (2) 本部会に部会長を置く。
- (3) 本部会に副部会長を置くことができる。

4. 部会の運営

- (1) 本部会は、その検討状況について、適宜、証券戦略会議、自主規制会議及び総務委員会に報告を行う。
- (2) 必要に応じ、外部の有識者からヒアリングを行う。

5. 事務の所管

本部会の庶務は、政策本部広報部が担当する。

以 上

「外国証券の保管等の取扱いに関する標準化検討ワーキング・グループ」設置要綱

平成 23 年 9 月 20 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

国内証券の保管等については「電子化」「標準化」等の進展により、安全性、利便性、効率性の向上が図られてきているが、外国証券の保管等については旧態依然の状況となっている。

一方、グローバル化の進展により、外国証券投資に対するニーズも高まり、当該投資も拡大傾向にあるが、外国証券については諸外国毎の法制度等の事情もあり、複雑な手続が必要であることから投資家及び協会の外国証券取引への参加が容易な状況となっていない。

については、投資家及び協会が容易に外国証券取引に参加できるように対応していくために、法制度も含め外国証券の保管等の取扱いに関する標準化の検討を行うため、証券戦略会議の下部機関として標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 本WGの人数は、10名程度とする。
- (2) 本WGのメンバーは、協会から選任する。

3. 検討事項

- (1) 外国証券の保管等に関する標準的な取扱いスキーム
- (2) 商品及び対象市場の取扱い範囲
- (3) 証券税制及び振替法等の法制度面の取扱い

4. 運営

- (1) 本WGに主査及び副主査を置く。
- (2) 本WGには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (3) 本WGは、その検討状況を、適宜、証券戦略会議等に報告する。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会政策本部市場企画部が担当する。

以上

「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」の設置について

平成 23 年 9 月
日本証券業協会

1. 設置の趣旨

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」が平成 23 年 6 月 23 日付けで取りまとめた「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」1①に掲げられた「今後の取組」について検討を進めるため、本協会長直轄の私的諮問機関として、標記懇談会（以下「本懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

グリーンシート銘柄制度の役割・あり方について、非上場企業の資金調達機能の担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う。

3. 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、市場関係者及び有識者の委員により構成する。
- (2) 本懇談会には、同委員から選任した座長を置く。
- (3) 本懇談会は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (4) 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 本懇談会の検討状況等は、適宜、ホームページ及び協会WANに掲載するとともに、自主規制会議及び証券戦略会議に報告する。

4. 検討期間

本懇談会は、平成 24 年 3 月までを目途に検討を行う。

5. 事務局

本懇談会の事務局は、本協会政策本部市場企画部が担当する。

以 上

平成23年9月

当面の主要課題への対応について

【 証券市場の新たな発展に向けた懇談会の提言を受けて取り組む重点課題 】

【 対応方針 】

【 目 途 】

市場仲介者と投資家のより強い信頼関係構築への取組み

● 顧客からのより一層の信頼確保

- 高い倫理観とプロフェッショナル意識を持った営業員育成のための研修の実施

● 金融リテラシーの向上

- 金融・証券教育の支援のためのより一層の推進体制の構築

国民の資産形成を適切にサポートする市場基盤整備への取組み

● 少子高齢化に応じた新たな証券税制の構築

- 今後の我が国の社会構造の変化等を見据えた、中長期的な観点からのあるべき証券税制の検討

1. 行動規範委員会による協会の倫理意識向上への検討を踏まえた研修計画の策定
2. プロフェッショナルとしての責任感や顧客重視のマインドを醸成する研修内容の工夫と実施

3. 金融・証券教育支援委員会による金融・証券教育のあるべき姿・到達目標の検討
4. 国民各層の世代、知識又は経験に応じた金融リテラシー向上への支援の推進
5. 学校教育における学習指導要領の拡充、社会科以外の時間の活用等、教育現場への働きかけ

6. 金融所得課税の一体化の推進や、少額投資による資産形成を適切にサポートする税制優遇制度の創設に向けた検討

1. 23年12月：「研修基本計画」の策定
2. 23年10月～1月：左記を踏まえた研修、資格試験の開始

- 3.～5. 継続的に対応：
 - ◇ これまでの活動の全般的な整理、諸外国の事例研究を踏まえた検討
 - ◇ 金融・証券教育分野の研究を協力して進めるための組織の設立について検討
 - ◇ 金融経済教育充実のためのより効果的な働きかけについて検討

6. 23年9月以降：検討体を立ち上げて検討

投資家がより一層信頼できる投資環境の整備・充実への取組み

● 未公開株や社債を用いた詐欺の未然防止

- 証券外務員が、外部からも有資格者と判別できる仕組みの検討

● 不公正取引の排除

- インサイダー取引の未然防止に向けた継続的取組みと、公募増資に関連した不公正な取引への対応

7. 詐欺未然防止に向けた周知・広報の徹底(コールセンター、リーフレット及び消費生活センターとの連携等対応の継続並びにマスメディア及び地域コミュニティ誌への掲載等の実施)
8. 証券外務員が外部からも有資格者と判別できる仕組みの検討
9. 上場会社の役員等による不公正取引の未然防止への継続的な取組み(J-IRISS登録促進等)
10. 増資公表前の情報管理体制の徹底、増資公表後の空売りに係る規制等への対応

7. 継続的に対応：より一層の周知・広報の徹底等
8. 24年6月まで：詐欺未然防止策の取組みの中で費用対効果を踏まえて検討
9. 継続的に対応：個別訪問の推進、プロモーション・ビデオの作成など登録促進策の実施
10. 23年8月、協会の法人関係情報管理体制の徹底について通知

● 本協会の広報活動のあり方の見直し

- 一元的で、真に協会と本協会にとって効果のある広報体制の構築

11. インターネットの有効活用やマスメディアとの対話の促進
12. 協会各社の苦情処理体制等周知への支援など積極的な情報発信への取組み
13. インベスター・アラート等の活用

11. 23年7月、コーポレートカラー、ロゴマークの制定及びHPの刷新並びに広報活動の一元化
12. 継続的に対応：協会各社の苦情処理体制等の周知に関する検討
13. 継続的に対応(9月にHPに情報を追加)：インベスター・アラート等の充実

【 市場振興及び自主規制に係る主要課題 】

【 対応方針 】

【 目 途 】

証券市場の活性化及び基盤整備への対応

- 経済復興のための資本市場の機能強化
 - ・ 東日本大震災復興への支援等
(事業型ファンドなど民間資金の積極的な活用)
 - ・ 新興市場等の活性化
 - ・ 社債市場の活性化

- 官民一体による日本市場の認知度を高めるPR

- 証券決済制度の中長期的な検討と対応

- 警察当局との連携を踏まえた反社情報データベース構築についての継続的検討

- 14. 我が国の金融・資本市場関係者による東日本大震災からの復興に向けた施策等の検討
- 15. 「平成 24 年度税制改正に関する要望」において、震災復興支援に関する税制措置を要望
- 16. グリーンシート銘柄制度の役割・あり方について抜本的な見直し
- 17. 平成 22 年6月に取りまとめられた報告書「社債市場の活性化に向けて」に掲げられた課題の検討

- 18. 海外の金融規制当局及び市場関係者の日本市場への理解促進等
- 19. 日本市場と海外市場との関係強化

- 20. 国債取引の決済期間をT+1へ移行するための課題の検討
- 21. 国債取引の決済期間のT+2への移行に関する周知活動

- 22. 反社情報照会システムの構築について、実効性及び効率性の観点から検討及びその構築

- 14. 23 年 12 月まで: アイデアの整理等
- 15. 税制改正大綱取りまとめまで: 現物資産の組合等への出資時の課税繰延等について要望
- 16. 24 年 3 月まで: これまでの経緯等を踏まえ検討
- 17. 23 年 12 月まで: 引受審査の見直し、コベナンツの付与等について検討

- 18.~19.
- ◇ 継続的に対応: 国際カンファレンスの共催、プロモーション用ビデオの制作・活用、協賛の積極実施等

- 20. 23 年秋頃: 課題を整理し検討
- 21. 24 年 4 月まで: 周知活動の実施

- 22. 継続的に対応: 左記の検討結果を踏まえシステム構築を推進

国際的な環境等を踏まえた自主規制機能の発揮

- 投資家の目線に立った投資勧誘、広告等に関する自主規制の推進

- 市場の公正性確保及び市場機能の一層の強化に向けた対応
 - ・ ライツイシュー等の新たなファイナンス形態への対応
 - ・ 公社債売買参考統計値制度の見直しなど

- 海外の自主規制機関との対話促進と連携強化
 - ・ 大阪でのアジア証券人フォーラムの開催など
 - ・ IOSCO (自主規制機関諮問委員会 (SROCC)) への積極的参画

- 高齢者に対する勧誘状況等の点検強化

- 23. 毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託における目論見書等の記載内容の見直し等
- 24. 協会員の行う新聞広告等の日常的な点検等に関する個別指導、啓蒙及び SNS 広告のあり方を検討
- 25. 「契約締結前交付書面」の内容について、投資者にとってよりわかりやすくするための検討

- 26. コミットメント型ライツ・オファリングにおける実務上の対応について検討
- 27. 「社債市場の活性化に関する懇談会」の結論を踏まえた検討
- 28. 証券化市場の活性化に向けた当面の対応について取りまとめ、必要な検討を推進

- 29. 各国の自主規制機関等の交流・連携強化を促進
- 30. アジア諸国における証券市場及び自主規制機関の発展を支援

- 31. 高齢者への勧誘状況等の重点的な点検
- 32. 監査員の監査に係る質的向上
- 33. 協会員の内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進

- 23. 23 年 7 月、毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の商品性等に関する説明の充実について協会員に要請
- 24. 継続的(SNS 広告は 23 年 12 月目途)に対応
- 25. 顧客に対する説明・書面のあり方について、今秋に有識者を含めた会議体を立ち上げ中長期的に検討

- 26. 24 年 4 月まで: 引受業務としての定義付けを踏まえた検討
- 27. 24 年 6 月まで: 社債の取引情報の公表等について検討
- 28. 23 年 7 月、当面の検討課題について取りまとめ公表。今後、SIRP の利便性向上等について検討

- 29.~30. 継続的に対応:
- ◇ アジア証券人フォーラム(ASF)の開催、各国自主規制機関の情報交換等の促進、ASFセミナーの開催等

- 31.~33. 24 年 6 月まで:
- ◇ 苦情等を踏まえた重点的な点検、監査員研修の実施、説明の重要性についての周知等

協会組織・機能の向上と効率性追求

- 事業活動及び業務運営の効果的・効率的観点からの見直し

- 協会員の会費及びシステムに係る応益者負担など実質負担抑制へ向けた検討

- 34. 本協会の予算及び財務に関する中期方針の策定
- 35. 本協会の事業活動及び業務運営の効果的・効率的観点からの見直し

- 36. 協会員の実質負担を抑制するための方策の検討
- 37. 今後予定されるシステム案件に係る効率的なシステム開発等

- 34.~35. 23 年 12 月以降:
- ◇ 中期方針及び指針を策定の上、次期予算編成開始

- 36. 23 年秋: 基金等の有効活用について検討
- 37. 年度事業計画(システム開発及びリプレーススケジュール)に基づき対応